

「宜野湾市霊園施設管理システム構築業務」に係る質問書への回答

令和 8 年 7 月 9 日
宜野湾市 市民経済部 環境対策課

「宜野湾市霊園施設管理システム構築業務」に係る各者よりいただいた質問について以下のとおり回答いたします。

No.	項 目	質問内容	回 答
1	移行対象データの有無について	本施設は令和 9 年度供用開始の新施設と拝察しておりますが、システムへ移行すべき既存データ（紙台帳・Excel・他システム等）の有無について、現時点で把握されている範囲でご教示いただけますと幸いです。ある場合の形式・件数や、データ提供・整合性検証の分担につきましても、差し支えない範囲でお聞かせください（移行の有無により工数が変わるための確認です）。	基本的には市様式（質問 2 にて回答）、各施設使用料の読込、各施設図面の反映を想定しております。
2	帳票・各種様式のご提供について	帳票・一覧表等は市の指定様式とのことですが、様式は現在ご準備中の段階かとも拝察いたします。差し支えなければ、①各様式（許可証・申請書・督促状・埋蔵証明書・通知書等）のご提供時期や種類数の見込み、②市長名・公印の差込／押印の要否、③元号（和暦）表記やはがき／封筒・カスタマバーコード等の体裁の要否、についてご教示ください。確定が後日となる場合は、標準的な様式でご提案し、確定後に調整いたします。	①市様式については令和 8 年 12 月頃提供可能、20 種類程度を予定しております。 その他事務運用上必要な督促通知等については、数量、提供時期未定のため、標準的なもので予定、確定後にご調整できればと思います。 ②市長名・公印差込、押印どちらの体裁も予定しております。 ③元号表記/はがき予定なし/封筒・カスタマバーコード体裁要を予定しております。
3	減免・時効・不納欠損の運用について	減免管理・時効管理・不納欠損処理は条例・規則に基づき設計いたします。差し支えの	①減免対象 ・生活保護（生前予約除く。）：全額

		ない範囲で、①使用料の減免区分・減免率等のお考え（生活保護以外を含むか）・適用期間・遡及の可否、②消滅時効の年数・起算日・中断（更新）事由、③不納欠損の年度処理・承認のお考え、についてご教示いただけますと幸いです（公開済みの条例・規則があれば参照先のご教示でも結構です）。策定中の場合は、一般的な運用を前提にご提案し、確定後に反映いたします。	・墳墓地返還後納骨室等使用：全額 ・その他市長特認：必要な額 ※その他、施設未使用による返還者に対して使用料の還付措置も予定しております。 ②使用者の死亡後5年又は使用者の住所が不明となって7年を経過した場合に消滅予定・起算日は死亡日又は市の認知した日を予定しております。 ③不納欠損の年度処理は毎年3月末を以って当該会計年度が終了します。
--	--	--	---